

じんけん へいわ 豊中 通信

No. 2
2021.2



ロビーでの啓発パネル展（豊池）



こども事業での作品（豊中）



こども事業での作品（豊池）



人権平和センター豊中 老人憩の家の外観

編集・発行：一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会（豊中市委託事業）
〒561-0884 豊中市岡町北3-13-7 人権平和センター豊中内
TEL：06-6841-5300 FAX：06-6841-6655
Mail：bwz37306@nifty.com HP：http://toyojin.secret.jp/





部落問題の今とこれからの人権教育



社会の変化にともない、人権問題を取り巻く状況も多様化・複合化しています。部落問題についても「寝た子を起こすな論」が根強く存在する一方で、インターネット上では同和地区を晒すサイトを含め、悪質な差別情報が今も野放しになっています。11月20日の人権文化まちづくり講座では、さまざまな人権問題の解決に向けて取り組まれている宮前千雅子さん（関西大学人権問題研究室委嘱研究員）から、部落差別の現状やあらわれ方、これからの人権教育の取り組み方についてお話をいただきました。



「寝た子を起こすな」という考え方

大学で部落問題を講義していて実感するのが、「寝た子を起こすな」論を支持する学生が増えてきているということです。そこでいつも学生たちとは、「“差別のない社会”とはどのような社会なのか」を考えるようにしています。例えば女性差別のない社会は、皆が女性問題をきちんと理解して女性であっても差別されない社会をつくること、なはずです。それは障害者問題や在日外国人問題、LGBTsの問題でも同じです。しかしながら「寝た子を起こすな」はめざす社会が違ふのです。「寝た子を起こすな」がめざすのは皆が部落問題を知らない社会であって、他の人権課題と比較してもそれは決して課題の解決とは言えません。そのことを理解し、例えば「寝た子を起こすな」のような意見を聞いたとき、それに対してきっちりと意見を言える（反論できる）スキルを多くの人がつけて

いく必要性があります。

マイクロアグレッション

もう一つ、部落差別に関してお伝えしたいのはマイクロアグレッションです。これは最近になって紹介された概念ですが、昔からあったことです。意図的かどうかは別として、敵意や侮辱を含んだような些細でありふれた日常的な差別言動のことをさします。よく出される例として女性の管理職に「あなたの上司と話がしたい」と言うのは悪気はありませんが、女性に対する一つのステレオタイプを作ってしまうています。在日コリアンの人に「日本語が上手いね」と言うのも同じです。部落問題でも「部落は怖いところだと聞いた」みたいに、あからさまに差別意識があるとは言いきれないけれど、やっぱり、そこには敵意や侮辱が含まれているような発言です。マイノリティは自尊感情を削られたような気持ちになってしまいます。また、あまりにも日常的で些細な言動なので、「それは差別でしょう」と異議を申し立てても「気にしすぎ」「過剰反応」と言われたり、放置されてしまうことも多いのです。放置されるとその行動や言動は肥大化する可能性

があります。だからこそ、何気ない言葉だといって見過ごさず、その発言の背景を考えることが求められます。差別のあらわれ方も含めて、部落問題をきちんと理解していく必要があるのです。

差別のあらわれ方

関西学院大学の金明秀さんによると（ここではそれをごく単純化しますが）、差別のあらわれ方は大きくみて三つあるそうです。一つはある属性を持つ人たちを見下したり支配する差別、もう一つは仲間外れにするといった排除の差別、最後の一つが無視、不可視化、他者化などです。私はこの三つ目がすごく重要だと思います。例えば女性は男性より劣っているから賃金は低くて当然というのは見下して、黒人は白人より知能が劣るというのは侮辱を伴うもの、自分の子が部落の人と結婚するなんて許さないというのは排除、こまでは分かりやすいと思います。一方、無視とか不可視化っていうのは分かりにくいけれども、それはある属性を無視したり、迷惑なものや根源的に異なるものとみなす、例えば男と女は別の動物だと決めつけたり、障害者への合理的配慮を否定したり、出身国や所

属する共同体の問題をその人個人にまで責任があるかのように追及する、また、アウトティングのように本人の承諾なしにその人の属性を公表するようなことも含まれます。私は先ほどの「寝た子を起こすな」もここに入るんじゃないかと思います。差別があるのに見えない状態にするわけですから。「寝た子を起こすな」には悪意はないけれど、差別の一形態につながるような考え方ではないのかと私自身は考えています。だからこそ、部落問題を分かりやすい見下しや排除の視点だけではなくて、無視や不可視化といったもう一つの視点をもって見ていく必要があるんじゃないかなと思います。

これからの人権教育

これからの人権教育の進め方としては、部落差別のあらわれ方を知ることも大切ですが、部落差別のない社会がどういう社会なのか、部落解放とはどういった状態なのかを明確にすることも大切で

す。女性問題の解決とは、女性問題を皆が知ったうえで女性が不利にならない社会にすること、それは障害者問題や外国人問題でも一緒です。人権問題の解決の方向性というのは必ず共通項があるので、まずはそれらを理解したうえで教育を進めていくことが大切だと思います。

部落問題の場合、部落出身をカミングアウトできる社会、部落出身でも差別されず、豊かに幸せに生きられる社会にしていくのも素敵なことだと思いますが、最終的なゴールとして、私はカミングアウトさえ必要のない社会、部落の人が存在して当たり前、あえてカミングアウトする必要もない社会をめざしたいと思います。

もう一つは、部落問題を学ぶことが積極的な意味を持つということ伝えていくことも大切です。私は部落問題だけでなく、いろいろな人権課題にも関わってきて、素敵な人たちと出会い、世の中のさまざまなことに想像力を働かせる



ことができるようになりました。そういう意味では、部落問題などの人権課題に出会ったり、マイノリティの当事者と出会うことは、自分の人生をより深いものにしていく、そういうものだということも伝えてもらいたいと思います。また、部落問題でいうと、部落出身者はマイノリティの立場からしか言えないんですが、逆に部落出身じゃないからこそ言えることってたくさんあると思うんですね。自分が部落問題と出会って考え方や生き方がどう変わったとか、こういう素敵な出会いや思い出があるとか、教育や啓発の機会をとおして、そういうことをぜひ伝えてもらいたいなと思います。

(文責：まちづくり協会事務局)

人権平和センター豊中 空調設備改修工事のお知らせ

人権平和センター豊中では、施設及び空調設備の老朽化に伴い、空調設備改修工事を行っています。工事期間中は、皆様の安全確保と工期の短縮のため、貸室等の利用を中止させていただいています。

利用者の皆様にはご不便やご迷惑をおかけしてありますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

【利用できない期間】

令和3年(2021年)5月31日(月)まで

【利用できない期間中の対応】

- ・貸室およびホールの利用はできません。※令和3年6月以降の使用申込みは、ホールは現在受付中、その他貸室は3月1日から受け付けます。
- ・こどもの学び・居場所事業は「岡町北住宅集会所」(立花町2丁目2-8)にて実施しています。
- ・来館時は、センター1階の出入口にある、インターホンからご連絡ください。
- ・電話による人権相談・総合生活相談は開設しています。(面談相談：要予約)
- ・人権平和センター豊中老人憩の家のお風呂は利用できます。(緊急事態宣言発出中は中止しています)



コラム

「つながりの大切さ」

2020年は新型コロナウイルスの感染拡大という事態に伴い、多くの人にとっていろいろなことが変化した1年だったと思います。私は4月から大学3回生になりましたが、夏ごろまでは大学に行くことができず、オンライン授業やメールでのやり取りといった形式の授業を、一人暮らしの家で孤独に受講していました。3回生になって、ようやく本格的に自分の関心を深めていけると思っていた矢先に、わからないことだらけに加えて一人で何とかしなくてはならない状況に直面し、毎日不安を感じていました。自粛の毎日は精神的にかなり苦しいものだったように思います。

夏休みが来ると少し落ち着いて、感染状況に伴って大学の活動基準も緩和され、9月ごろには久しぶりに大学に行くことができました。自粛期間中に人との関わりがほとんどなかった私は、久しぶりに人と話すことができるととても安心した記憶があります。また、実際に人と会って会話をしていると、わざわざ先生にメールで確認するほど重要ではないことや、わざわざ先輩の連絡先を聞いてサポートを依頼するには個人的すぎることなど



といった小さな困りごとが知らないうちにたくさんたまっていくことに気づきました。大学に行って先生や先輩方とたわ

いもない話をする中で、そのような困りごとが一つ一つ解消していき、人との関わりの重要性を強く感じました。

今回の自粛期間を経験するまで、誰かと話すことを目的に大学に行くということはありませんでした。しかし、一度人との緩やかなつながりや、たわいもない会話を出来る時間を奪われてしまったことで、それらが果たしていたとても大きな役割を、身をもって実感しました。人見知りで人間関係があまり得意ではないから…と人とのかかわりを避けがちだった私も、心の底では人とのつながりを必要としていたのだということに気づいたきっかけとなり、一つの学びになりました。(まちづくり協会事務局)

書評

人権教育への招待

編著：神村 早織・森 実 発行：解放出版社



この本では、「人権教育とは何か」「差別とは何か」といった基礎的なことから、部落問題やさまざまな人権問題の歴史や現状について、また、近年よく聞かれるヘイトスピーチ(憎悪表現)やマイクロアグレッション(無自覚な差別言動)も含めた差別の種類や構造、現れ方などについて分かりやすく解説されています。

著者たちは教育関係者であり、部落問題や人権の授業に携わる教職員向けに書かれてはいますが、「逆差別論」や「寝た子を起こすな論」の誤りを的確に指摘していたり、部落問題や人権問題について伝えていくうえで大切にしなければならないことが書かれているなど、私自身にとって、部落問題の捉え方や伝え方といった啓発活動に関わることで大変参考になりました。

人権教育と聞くと「子どもが授業で教わるもの」「学校で取り組むもの」といったイメージを持ってしま

人もいるかもしれませんが、それだけが人権教育ではありません。「人権教育のための国連10年」の行動計画によると、人権教育は普遍的文化を構築するために行う研修、普及および広報活動とされており、学校教育だけでなく、職場での人権研修や市民が参加する生涯学習活動も人権教育に含まれています。そのような意味で人権教育は年代に関係なく、さまざまな場所、さまざまな方法でどんどん取り組んでいく必要があるということです。

この本に書かれていることをヒントに、差別や人権問題についてもっと多くの人に関心を持ってもらうにはどうすれば良いのか、また、社会が人権意識で満ち溢れるようにしていくにはどうすれば良いのかなど、これからも私なりに考えていきたいと思っています。

(まちづくり協会事務局)



人権平和センター こども事業スタッフより



「こどもたちに伝えたいこと」

新型コロナウイルスが瞬く間に地球上に広がり、人々の生命を脅かすとともに日常を奪いました。6月から開始された



人権平和センター豊中でのこどもの学び・居場所事業も、感染予防の観点から多くの制約を受けることになりました。それでも遊びに来てくれるこどもたちは明るく元気で、私たちスタッフの心を和ませてくれています。

ときどき遊び道具の取り合いなどが起こり、私たちスタッフにも緊張が走りますが、すぐに間に割って入って形式的に処理してしまうよりもしばらく様子を見守っている方が良いときもあります。こども

たちはもめ事を経験していく中で、こどもたちなりに他者との協調性や衝動の抑え方、物事の善悪について考えたり学んでいるからです。私は自発的に考えたり学ぶことが大切だと思っており、そのことをこどもたちに育んでもらうにはどうすればよいかを日々考えています。

また、こどもたちには「自分がこの世にたった一人しかいないかけがえのない存在だということ意識し、自分を大切にしてほしい」とも思っています。自分と他者を比べる必要なんてありません。事業を通じて、そのことをこどもたちに伝えていきたいと思えます。

(豊中 こどもの学び・居場所事業スタッフ)

「大切にしたい3つの合言葉」

新型コロナウイルスの影響で人権平和センター螢池でのこども多世代ふれあい事業がスタートしたのは6月からでした。

遊びに来てくれる子どもたちは、初めて出会う私たちに対して「この人たち、誰？」といった様子でしたが、スタッフ全員で子どもたちへの挨拶や声かけを徹底していったところ、少しずつ子どもたちの方から挨拶してくれたり、声をかけてくれるようになりました。ある日、私が足を怪我した際には、「無理したらあかん」「荷物は僕らが運ぶわ」「何でも言うてや」と、優しい言葉をかけてくれることもありました。

今、私たちは「気持ちを聞こう!」「気持ちを話そ



う!」「知らん顔せんところ!」の3つを合言葉に「言いたいことがあったらどんなことでも良いから話そうよ」「誰かが困ってたら知らん顔せんところよ」といったことを子どもたちに伝えています。

子どもたちが「自分の思いをきいてほしいな」と思った時、ここに来れば、私たちスタッフに会える、友だちにも会える、誰かが自分の話を聞いてくれる、子どもたちにとってそんな居場所にしていきたいと思えます。

(螢池 こども多世代ふれあい事業スタッフ)

人権平和センターのこども事業について

開館日・時間：月曜～金曜日は14時～17時まで、毎週土曜日と小中学校の春休み、夏休み、冬休み期間は10時～17時まで（日曜・祝日・年末年始はお休み）

こどもの学び・居場所事業（豊中） 問合せ：06-6841-5300

こども多世代ふれあい事業（螢池） 問合せ：06-6841-2315

※こどもの学び・居場所事業（豊中）は人権平和センター豊中改修工事のため、5月31日（月）までは岡岡北住宅集会所（立花町2丁目2-8）で実施しています。



人権文化まちづくり講座

これからの人権教育を考える

2019年、市民の人権に関する意識の態様を把握し、豊中市が行う人権教育・啓発など、今後の人権に関する施策を推進するうえでの基礎資料とすることを目的として、人権についての市民意識調査が実施されました。12月21日に行われた人権文化まちづくり講座では、今回の調査結果の分析に携わってこられた関西学院大学教育学部准教授の濱元伸彦さんから分析をとおして見えてきた人権教育の意義や課題について、また、これからの人権教育や啓発のポイントについてお話いただきました。

※調査結果や分析の詳細については、豊中市ホームページ(右記のQRコード)から確認できます。



調査結果から見えてきたもの

今回の調査結果から、あらためて人権教育の意義と有効性を確認できたと思います。例えば、学校で人権問題について学ぶ機会が多かった人ほど反差別志向が強い傾向にありました。また、10～20代の若年層の人権感覚が高いと見える指標もいくつかありました。これは人権教育の影響が強く残っていることの証明だと思えます。ただ、若年層でも大人になってから人権について学ぶ機会が減ることによって人権感覚が弱くなっていく傾向にあり、学び続けることの必要性という今後の人権教育や啓発の課題も見えてきます。

また、部落問題について若者を中心に「わからない」「どちらでもない」層が増えてきています。学校で部落問題を学ぶ機会が少なくなったことも関係するかもしれませんが、偏見やネガティブな情報にふれたときに差別する側に流されてしまう可能性があり、非常に

気がかりです。

それから差別があったときに自分はどのように学校で考えたり実践する機会を増やしていくことも重要です。しかし、学校現場では、先生が子どもの悩みや相談に応じられる余裕がなくなってきているという課題もあります。

一方で、調査結果では、マイノリティに対して排他的・非寛容的な人、教育格差の存在も仕方がないという人も一定数いることがわかりますが、これは社会が成果主義や競争主義的になってきており、自己責任志向を強める流れになっていることも関係あると思えます。教育制度を含めて子どもたちに競争や自己責任を強調するような環境や制度になっていないかどうか、そこを点検していく必要があると思えます。

今後の人権教育のポイント

一つは「教える」、「気づかせる」、「出合わせる」ということです。何か権利で何が差別にあたるのかといった知識について教えていくのも大切ですが、これまで気づけなかった差別や偏見の存在に気づいていけるような体験的な参加型学習についても意味があると思えます。山口県人権啓発センターの

川口泰司さんは、「顔の見える人権学習が効果的だ」と言っています。それは被差別当事者の生の声を聴き、差別される痛みを知ることによって、「差別是正をしっかりとやっていこう」という態度を育む学習の機会でもあります。他にも、反差別の取り組みをしている人々の姿から学ぶ、現地に行って学ぶといったことも反差別的な行動を育む意味で重要です。

次に、「生活や地域に根ざす」ことです。単に知識を教えるだけでは子どもたち自身の人権を大切にしている行動にはつながっていきません。子どもたちが身近な問題について話し合うなど、自分や他者の人権を大切にできるような関係を作っていく、また、人権感覚を支えるものとして、自尊感情やレジリエンス(自己回復力)、所属意識といったものがありますが、それらを育むにあたって、子どもと地域の間に「あたたかいつながり」をつくっていくことが大切だと思います。私が関わった福岡県田川市の学力・生活調査の分析では、「自分が地域の人から応援されている」と感じている子どもほど「人権の効力感」が強い傾向にあります。「人権の効力感」とは、自分たちが頑張れば差別やいじめ

をなくせるといった人権問題に対するポジティブな姿勢のことで、それが強まるということです。

それから、自ら学び行動する機会をつくることも大切です。知らない差別や人権問題がたくさんあるなかで、人権の考え方が、自分や周囲の人々の問題解決にどう適用できるかなど、常に考えたり学び続ける必要があると思います。

人権の歴史そのものが人々の主体的な知識獲得や差別の解消、問題解決のための行動（運動）の歴史であるということをおぼえ、常に子どもたちが自ら人権について学べる機会をつくっていくことで、初めて差別や人権問題が「自分ごと」の問題になると思います。

探求することが大切

人権教育について長年研究されている大阪教育大学の森実さんによる「見つめる」「語りあう」「つ



ながる」といった「人権教育における学習のサイクル」の図式があります。この3つをサイクルしていくことで人権を尊重する学校づくりができるという図式です。私はこの図式の「語りあう」の部分に「探求する」という言葉を加えたいと思います。「この人権問題ってどうなっているんだろう？」といったことを、子どもたちが自ら調べたり学ぶ機会をつくるということです。

私が昨年から関わっている高知県土佐市の戸波中学校は生徒数が少なく3年生は5人しかいませんが、私が人権について「一人一研究」を提案したところ、それぞ

れ「高齢者の虐待」、「子どもの権利条約」、「ハンセン病患者の人権問題」、「インターネット上の人権侵害」、「犯罪被害者の人権問題」など、それぞれが自分たちなりに調査してきた成果を文化祭で発表してくれました。この研究を通じて、さまざまな人権問題を「自分ごと」として感じ、どうしたら皆が幸せに生きられる社会をつくれるか、その方法を考えてくれたように思います。このように、人権について探求すること、自分で調べることを、教育の場で大切にしてほしいと思います。

最後になりますが、子どもたちを今ある社会に適應させるために人権を教えるのではなく、人権教育をとおして子どもたちが社会を構想したり形成する人として育てていくことが重要だと感じています。(文責:まちづくり協会事務局)

インフォメーション

啓発パネル展 4月8日(木)~22日(木) 9時~17時まで	部落問題は今 Q&Aと事例紹介 会場:人権平和センター螢池	部落問題の現状や差別の事例について紹介するパネル展。
人権文化まちづくり講座 4月16日(金) 10時-12時	児童養護施設「翼」(宝山町)見学 ※人権平和センター豊中老人憩の家に集合・徒歩で出発	施設見学をとおして、子どもたちの状況や社会的養護の必要性について学びます。定員:20人(要申込)
人権文化まちづくり講座 5月22日(土) 13時-15時	歩いて学ぶ部落問題(仮) 会場:人権平和センター豊中老人憩の家	部落問題の歴史や差別の現状について正しく学ぶためのフィールドワークを実施します。定員:20人(要申込)
人権文化まちづくり講座 6月12日(土) ①10時~②14時~	映画「プリズン・サークル」上映会 会場:人権平和センター豊中	刑務所で暮らす受刑者に密着したドキュメンタリー映画(136分)の上映。定員:200人(要申込)

人権文化まちづくり講座への参加を希望される方は、広報とよなか4月号、5月号、6月号に掲載される講座の申込方法にしたがってお申込みください。すべて参加無料です。新型コロナウイルスの感染状況により、事業が延期または中止になる可能性があります。ご了承ください。

お問合せは(一財)とよなか人権文化まちづくり協会まで

TEL:06(6841)5300 FAX:06(6841)6655 メール:bwz37306@nifty.com

ひゅうまんプラザ講演会

※できるだけオンラインでの参加にご協力をお願いします

僕は絵本の中で初めて出会った

～絵本の取材で見た食肉業と差別～

日時：2月19日（金）14時～16時

講師：中川洋典さん（絵本作家）

定員：オンライン（Zoom）50人、会場30人（要事前申込）

参加費：無料 場所：豊中市立中央公民館（曽根東町3-7-3）

主催：ひゅうまんプラザ実行委員会

※電話、FAX、メール（催し名、代表者の名前、電話番号。オンライン参加の場合は参加アカウント数とメールアドレス、会場参加の場合は参加人数を記入）のいずれかで人権平和センター豊中までお申込みください。

電話：06-6841-1316 FAX：06-6841-1310 メール：jinken@city.toyonaka.osaka.jp



これって人権侵害？

こんな時どうすればいいの？



ひとりで悩んでいませんか？
まずはお電話ください



どこに相談すればいいの？

人権相談 ☎ 06-4865-3655

月・水・金曜日の9時～17時（12時～13時を除く）

総合生活相談 ☎ 06-4865-3713

火・木・土曜日の9時～17時（12時～13時を除く）

※日曜、祝日、年末年始はお休みです。

※面談での相談は事前予約が必要です。まずはお電話ください。

●あしがき●

日本国内で新型コロナウイルスの感染が確認されてから1年以上が経過しましたが、感染拡大の収束はいまだ見通せない状況です。東京や大阪等では二度目の緊急事態宣言が発令されました。ひっ迫する医療体制のこと、家族や身近な人の健康や生活状況、

感染者への差別や排除の問題など、不安なことや心配なことばかり続きますが、自分のできる範囲で健康管理や感染予防を心がけながら、とよなか人権文化まちづくり協会の職員として「今、できること」や「すべきこと」を考え、実行していきたいと思います。

（まちづくり協会事務局）